

1 議 事 日 程 (5日目)

[平成25年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成25年12月17日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第79号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について(総務文教
常任委員会)
- 日程第2 議案第80号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について(総務文教常任委
員会)
- 日程第3 議案第81号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について(総務文教
常任委員会)
- 日程第4 議案第82号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について(総務文教常任委員
会)
- 日程第5 議案第83号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第84号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委
員会)
- 日程第7 議案第85号 太宰府展示館の指定管理者の指定について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第86号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について(総務文教常任委
員会)
- 日程第9 議案第87号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について(環境厚生
常任委員会)
- 日程第10 議案第88号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について(環境厚生常
任委員会)
- 日程第11 議案第89号 太宰府市公文書館条例の制定について(総務文教常任委員会)
- 日程第12 議案第90号 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委
員会)
- 日程第13 議案第91号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について(総務文教
常任委員会)
- 日程第14 議案第92号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について(総
務文教常任委員会)
- 日程第15 議案第93号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員
会)
- 日程第16 議案第94号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例につ
いて(総務文教常任委員会)
- 日程第17 議案第95号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について(総務文教常任

- 委員会)
- 日程第18 議案第96号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について (総務文教常任委員会)
- 日程第19 議案第97号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について (総務文教常任委員会)
- 日程第20 議案第98号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について (総務文教常任委員会)
- 日程第21 議案第99号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について (総務文教常任委員会)
- 日程第22 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について (分割付託)
- 日程第23 議案第101号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について (建設経済常任委員会)
- 日程第24 議案第102号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について (建設経済常任委員会)
- 日程第25 議案第103号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について (建設経済常任委員会)
- 日程第26 議案第104号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について (建設経済常任委員会)
- 日程第27 議案第105号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について (建設経済常任委員会)
- 日程第28 議案第106号 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について (環境厚生常任委員会)
- 日程第29 議案第107号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について (環境厚生常任委員会)
- 日程第30 議案第108号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について (環境厚生常任委員会)
- 日程第31 議案第109号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について (環境厚生常任委員会)
- 日程第32 議案第110号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (環境厚生常任委員会)
- 日程第33 議案第111号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について (環境厚生常任委員会)
- 日程第34 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算 (第4号) について (分割付託)
- 日程第35 議案第113号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) につ

いて（環境厚生常任委員会）

- 日程第36 議案第114号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第37 議案第115号 平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第38 議案第116号 平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第39 議案第117号 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第40 議案第118号 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第41 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第42 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第43 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第44 議員の派遣について
- 日程第45 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	不老光幸	議員
11番	渡邊美穂	議員	12番	門田直樹	議員
13番	小柳道枝	議員	14番	大田勝義	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	福廣和美	議員	18番	橋本健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	三笠哲生
市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
建設部長	辻友治	会計管理者併 上下水道部長	松本芳生
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田徹

総務課長	友田 浩	経営企画課長	濱本 泰裕
市民課長	宮原 広富美	福祉課長	阿部 宏亮
都市計画課長	今村 巧児	上下水道課長	石田 宏二
教務課長	井上 均	監査委員事務局長	関 啓子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会議務局長	坂口 進	議事課長	櫻井 三郎
書記	白石 康子	書記	松尾 克己
書記	力丸 克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程8まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第8、議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託された議案第79号から議案第86号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」、本案は同センターの指定期間が平成26年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、現在に引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成26年4月1日から3年間とする旨、説明を受けました。

次に、議案第80号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」から議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括して報告いたします。

歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園についてはシンコースポーツ株式会社、体育センターについては株式会社エルベックが指定管理者として平成23年4月1日から各施設の管理運営を行っていますが、指定期間が平成26年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として、3施設ともに公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に変更し、指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成26年4月1日から3カ年とする旨、説明を受けました。

また、指定管理者の選定に当たり、公募とせず公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に戻したことについては、民間事業者の参入を促進するよりは、市の出資法人である公益財団を指定管理者としたほうが幅広い年代の市民に対し健康、スポーツの促進をテーマにした事業を市が主体的に展開していく場合に民間よりも市との連携強化が可能であると判断したためであるとの説明を受けました。

次に、議案第83号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」、本案は市民図書館の指定期間が平成26年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定し、現在に引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成26年4月1日から3カ年とする旨、説明を受けました。

次に、議案第84号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」、市内9カ所の共同利用施設については各地元自治会を指定管理者として管理運営を行っていますが、平成26年3月末をもって指定期間が満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として各地元自治会を選定し、現在に引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成26年4月1日から5カ年間とする旨、説明を受けました。

次に、議案第85号「太宰府展示館の指定管理者の指定について」及び議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」、本案は大宰府展示館及び文化ふれあい館の指定期間がそれぞれ平成26年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として、大宰府展示館については財団法人古都大宰府保存協会を、文化ふれあい館については公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団をそれぞれ選定し、現在に引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は両施設ともに平成26年4月1日から3カ年とする旨、説明を受けました。

関連質疑を終え、討論はなく、これらについて採決した結果、議案第79号から議案第86号までについては、全て委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

また、陳情第3号「体育複合施設建設事業の凍結・中止を求める陳情」につきましては、多くの署名を添えて陳情されており、総務文教常任委員会におきましては一定の議論が必要ではないかと考え、委員会の冒頭、追加日程として意見交換を行いました。

意見交換では、各委員から陳情に対し賛成反対それぞれの意見がありましたが、付託案件ではありませんので、討論、採決もなく、それぞれの意見表明のみで終了しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第79号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第80号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第81号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第82号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第83号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第84号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第85号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第86号の委員長報告に対し質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第79号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第80号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第80号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第81号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第81号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第82号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第83号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第83号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第84号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第84号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第85号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第85号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第86号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9と日程第10を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第9、議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第10、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第87号及び議案第88号について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

本議案は、平成26年3月31日をもって現在の指定期間が満了となりますので、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を引き続き平成26年度から3年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第87号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

本議案は、平成26年3月31日をもって現在の指定期間が満了となりますので、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を引き続き平成26年度から3年間にわたり指定管理者の候補者に選定するものでありま

す。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第88号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第87号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第88号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第87号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第87号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第88号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第88号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」及び日程第12、議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」及び議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第89号の「太宰府市公文書館条例の制定について」、これは公文書館法第5条及び地方自治法第244条の2の規定に基づき、平成26年4月1日付で公文書館を設置するために条例を制定するもので、条項の内容は館の設置目的や名称、業務内容、館が収集、保存等を行う文書の定義などを規定するものとの説明を受けました。

委員からは、館長職につく者について及び館の営業日について質疑があり、執行部からは、館長職は市の職員で対応する予定であり、公文書館の休館日については後に規則で定めることになるが、市役所と同様に土、日曜日になる予定であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第89号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」、本案は公文書館設置に伴い同館に移管した情報は情報公開条例の対象である情報として取り扱わず、別に管理することとし、また今後、電磁的記録の写しを求める公開請求が予想されることから、市が保有している電磁的記録も情報公開の対象とするため、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第90号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第89号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第90号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決にすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程21まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第13、議案第91号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」から日程第21、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを

一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第91号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」から議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までについて、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第91号から議案第99号までについては、関連があるため、一括議題とし、審議を行いました。これら案件は、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に改正されることに伴い、市の行政財産、文化・体育施設及び小・中学校施設の各使用料の料金改正を行う必要が生じ、条例の一部改正を行うものとの説明を受けました。

委員からは、条例改正施行前の段階で平成26年4月以降利用分の施設予約をした場合、その使用料の消費税はどうなるのかについて質疑があり、執行部からは、申し込まれて使用料を支払われた時点での消費税率になるとの回答を受けました。

その他関連質疑等を終え、討論では、消費税の持つ逆進性が今後公共施設を利用するに当たり、負担増という形で市民に直接影響が出るということを懸念すると、議案第91号を容認することはできない、あわせて議案第92号から議案第99号までについても同様の理由で反対を表明するとして1件の反対討論が一括でなされました。

討論を終え、これらについて採決した結果、議案第91号から議案第99号は、全て委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第91号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第93号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第96号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第97号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第98号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第99号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第91号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 先ほどの委員長報告でもありましたが、私はこの議案が付託をされました総務文教委員会でも反対討論をさせていただいておりますが、今回の来年4月から実施される予定の消費税増税に伴いまして、各種行政サービス、文化施設の利用からさまざまな部分にまで消費税の8%への引き上げに基づいた予算内容の議案が提案されております。さきの9月議会でも私は消費税増税の判断の中止を求める意見書に賛成もいたしました。負担増という形で公共施設の使用が市民の皆様にも及ぼす影響というのははかり知れないものがあると考えます。

よって、提案されております議案第91号については反対を表明いたします。

また、今議会には残りの2つの建設経済常任委員会、環境厚生委員会にも同様の理由で多くの議案が提案をされておりますが、同様の理由でありますのでその関連する議案につきましては議案第105号を除きましては同様に同会派の2番神武綾議員とともに反対することを表明いたします。議案第91号への反対討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時27分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第92号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時27分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第93号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第94号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2名 午前10時29分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第95号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2名 午前10時29分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第96号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対 2名 午前10時30分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第97号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時30分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第98号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時31分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第100号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(橋本 健議員) 日程第22、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会と環境厚生常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

本案は、平成26年4月1日付で太宰府市公文書館を設置することに伴い、公文書館構想の調査研究の段階を終えることから、附属機関の名称を太宰府市公文書館委員会に改正し、所掌事務もあわせて改正するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論もなく、採決の結果、議案第100号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第100号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。

平成24年8月に公布されました子ども・子育て支援法に基づきまして、子育て支援団体、保育所、幼稚園、学童保育所の保護者など関係団体の代表者や識見者で組織する太宰府市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議するため、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

さしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第100号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23から日程27まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第23、議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から日程第27、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

[9番 後藤邦晴議員 登壇]

○9番(後藤邦晴議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までの審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本案は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い改正するものとの説明を受けました。

委員からは、太宰府館の利用状況等について質疑があり、執行部からは、民間の利用率は全体の約10%、ギャラリー等の稼働率は約30%であり、今後も利用促進を図っていくとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第101号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」報告い

たします。

本案も、議案第101号と同様、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い改正するものです。

委員からは、どのような占有物件があるのか等の質疑があり、執行部からは、九州電力やN T Tの電柱、有線放送や通信会社のケーブル等があるとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第102号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本案も、議案第101号と同様、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い改正するものです。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第103号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本案は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い、給水申し込みの際に負担いただく個人負担金及び団体負担金並びに水道の使用料金を改正するもので、負担金については平成28年3月31日までの減額措置の延長に伴い、減額後の金額を特例措置として定め、料金については国税庁が示している経過措置を踏まえ、5月使用分、7月の請求分から適用するものとの説明がありました。

委員からは、さしたる質疑、討論はなく、採決の結果、議案第104号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本案は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴い改正するものと、下水道使用料の額について水道料金等審議会の答申を尊重した内容で引き下げを行うもので、使用料の平均改定率は約7%減、使用料の算定期間は平成26年度から平成29年度までの4年間で、水道事業給水条例改正と同様に国税庁が示している経過措置を踏まえ、5月使用分、7月請求分から適用するものとの説明がありました。

委員からは、使用料減額の周知方法についての質疑があり、執行部からは、広報はもとより個別に通知するとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第105号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第101号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第102号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第103号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第104号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第105号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第101号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時43分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第102号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時44分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第103号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時44分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第104号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時45分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第105号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 議案第105号につきましては賛成の立場で討論をさせていただきます。

この提案のされている中身を見ますと、2つの理由があると考えます。まず、下水道料金使用の引き下げによる改定と、そして消費税の8%への引き上げに伴う課税の見直しという2つの要素が含まれている議案でございますが、これは執行部の範疇に入るかと思いますが、こう

いった2つの要素を一緒に提案するという議案の提案のあり方というのは正直一議員としては判断にも悩みましたけれども、今回提案されております下水道料金の引き下げについては会派としても求めてきた内容でもありますし、それが実施をされるということに鑑みまして、この提案されております議案第105号につきましては、2番神武綾議員とともに賛成することを申し上げて、討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第105号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28と日程第29を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第28、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」及び日程第29、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第106号及び議案第107号について、その審査の内容と結果を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」審査の内容と結果をご報告いたします。

障がい福祉サービスの種類や量、サービスの必要性などを明らかにするため、障がい者の状態の区分を決定するための審査会を筑紫地区4市1町で共同設置いたしております。この審査会の庶務の担当については2年間で1期としまして持ち回りすることになっており、平成26年4月1日から太宰府市が当番市となりますことから、本条例を制定の上、特別会計を設置し、事務処理に当たるものとの説明を受けました。

さしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第106号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」審査の内容と結果をご報告いたします。

平成18年度の介護保険法の改正により、地域密着型施設の指定申請及び更新申請の審査事務を市において行うこととなりました。その際の手数料は民間活力による事務所の参入を促すため、審査手数料を無料としていましたが、現在は安定した状況になっており、県内の近隣の状況からも判断して平成26年度から新規申請3万円、更新申請2万円の手数料を徴収することにしたため、条例改正を行うものであります。

さしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第107号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第106号及び議案第107号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第106号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第107号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第106号「筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第107号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30から日程第33まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第30、議案第108号「太宰府市女性センターミナス条例の一部を改正する条例について」から日程第33、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第108号から議案第111号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

議案第108号「太宰府市女性センターミナス条例の一部を改正する条例について」及び議案第109号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」は関連がございますので、一括して審査を行いました。

今回の改正は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴いまして、施設の使用料、冷暖房料などの料金の改正が生じたので、条例の一部を改正するとの説明を受けました。

議案第108号、議案第109号とも質疑はなく、討論につきましては、議案第108号について、消費税増税の反対の立場であり、市民の趣味やサークル活動の場である施設使用料、それから市民の日常生活に増税がかかってくるということから反対するとの反対討論が1件なされました。

議案第109号につきましても、同じ理由により反対の討論が1件ありました。

議案第108号は委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第109号も

委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、関連がございますので、一括審査を行いました。

今回の改正は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改正されることに伴いまして、抑留手数料などに係る消費税率の規定、一般廃棄物収集手数料などに係る消費税率の規定を改正するものであります。

また、議案第111号につきましては、事業系の一般廃棄物及びし尿の収集の手数料の削除を改正するとの説明を受け、その理由につきましては、本市では事業系の一般廃棄物及びし尿の収集は市の直営または委託ではなく、事業者が収集業者との契約により収集業者へ手数料を支払っており、市が直接行っている事業ではなく、市の条例に規定することができないため、削除をするとのことでした。

議案第110号、議案第111号とも、さしたる質疑はなく、討論につきましては、議案第110号について、消費税増税の反対の立場であり、市民の日常生活に増税がかかってくるということから反対するとの反対討論が1件なされました。

議案第111号につきましても、同じ理由により反対の討論が1件ありました。

議案第110号は委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第111号も委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第108号から議案第111号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第108号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第109号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第110号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第111号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第108号の「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時59分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第109号「太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時59分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第110号「太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時00分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第111号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時01分)

○議長(橋本 健議員) ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第112号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第34、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項1目防犯対策関係費、15節工事請負費110万円の増額補正、これは本年9月に筑紫野警察署より防犯カメラ設置要望を受け、坂本区の青少年相談センター前3差路に1基3台を設置するものです。設置箇所については、警察署から設置要望を受けた場所について警察署と協議を行っているとの説明を受けました。

次に、10款4項1目中央公民館管理運営費、15節臨時工事700万円の増額補正、これは平成26年4月1日実施予定の機構改革に伴い、生涯学習係、社会教育係が中央公民館へ移設され、1階の少年の船事務所跡をその事務室及びミーティングルームとして使用するための工事費、及び中央公民館消火栓用消防ポンプモーターの取りかえ費用として計上されたものであります。

次に、12款1項1目公債償還元金1億円の増額補正、これは減債基金の積立状況や今後の市

債借入状況などを勘案し、現在の市債の一部繰上償還を行うものです。その財源として、歳入の18款減債基金繰入金と同額計上されております。

歳入の主なものとしましては、17款1項の寄附金の増額補正について、まず一般寄附6万5,000円は本年10月に大宰府政庁跡で開催されたふれあい健康ウォークにおいて九州情報大学相撲部の皆さんがちゃんこ料理を販売した売上金を市政全般に使ってほしいとして、またコミュニティバス関係指定寄附1万円については本年10月に協働のまち推進課窓口に匿名希望の女性の方が自分にとって非常に大切な交通手段であるので運行費の足しにしてほしいとして、それぞれ市に寄附を受けたものであります。

次に、18款1項1目財政調整資金繰入金1億1,011万6,000円の増額補正、これは今回の12月補正財源調整として財政調整資金を充当するものです。平成25年度末の財政調整資金残高としては23億7,393万5,547円となる予定であるとの説明を受けました。

第3表債務負担行為補正では、松川公共施設庁舎分の供用開始に伴い管理運営委託に関するものが5件、指定管理料に伴うものが4件など計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第112号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、当委員会所管分は、歳入、歳出、その他補正がともに関連しているものがあるため、同時に説明を受けながら審査を行っております。

当委員会所管分の主なものとしましては、7款1項4目観光費の観光宣伝関係費として、109万2,000円が補正計上されております。

これは、まち歩きによる観光促進事業として太宰府の歴史遺産や観光名所めぐりを初め、新たな地域資源の掘り起こしを行うなど、体験型の魅力あるまち歩き事業を促進し、観光客の誘致や観光交流人口の増進を図り、地域の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的としており、

多様な体験型のまち歩きコースの造成やまち歩きガイドマップの作成、ホームページ等による情報発信等を行うものとの補足説明を受けました。

同時に、本事業は補助率10分の10である緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の対象となるため、歳出と同額の109万2,000円を歳入予算として計上するとともに、平成25年、平成26年度の2カ年にわたる事業であるため、債務負担行為補正予算として観光宣伝関係委託料347万3,000円を計上しており、全体の事業費は456万5,000円であるとの説明を受けました。

委員からは、委託先についての質疑があり、執行部から、委託先はNPO法人歩かenne太宰府を予定しているとの回答がありました。

次に、8款2項4目交通安全対策費の交通安全施設整備費として215万円が補正計上されております。

これは、福岡県公安委員会から太宰府市において初めて指定されるゾーン30に対応するための工事で、指定区域は県道板付牛頸筑紫野線、市道大佐野・向佐野線及び市道原口・宮ノ本線に囲まれた区域とされており、平成26年4月からの区域内制限時速30キロの規制に対応するための路面標示工事を行うもので、215万円を増額補正するものとの説明がありました。

委員からは、ゾーン30路面標示とはどういうものか、公安委員会へ何件申請したのか等の質疑があり、執行部から、路面標示についてはゾーン30の区域に入る道路の入り口付近の路面に緑色でゾーン30という標示を行うもので、あわせて公安委員会がゾーン30の標識を設置するものである。また、太宰府市からの申請件数は1件であるが、今後要望があれば申請していきたいとの回答がありました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第112号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容とその結果をご報告いたします。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款1項1目社会福祉総務費の60万円の増額補正、これは去る10月10日に市民の方から匿名により60万円の寄附金が送金されまして、これを17款1項4目民生費寄附金として受け入れた後、地域福祉基金積立金として繰り出すものでございます。この寄附金の使途につきましては、健康福祉部を中心として現在検討いたしているところでございます。

次に、3款1項4目障がい者自立支援費の介護・訓練等給付関係費9,900万円の増額補正、これはサービスの利用者数が当初の見込み数よりも増加しており、上半期の9月までの予算執行率も60%に達していることから、予算に不足が生じることが見込まれるため、9,900万円の増額補正を行うものです。

財源については、国、県合わせて事業費の4分の3の負担があり、国庫負担金、障がい者自立支援給付費負担金4,950万円、県負担金、障がい者自立支援給付費負担金2,475万円が歳入に計上され、充当されるものです。

次に、3款2項1目児童福祉総務費807万1,000円の増額補正、これは議案第100号の説明でもありました子ども・子育て会議の開催によります委員の報酬6万6,000円、旅費2万5,000円、及び事務を円滑に実施するために必要な電子システムの導入に関する費用、子ども・子育て支援システム等委託料798万円を増額補正するものです。

財源については、福岡県からの補助金が地域子育て活動支援費補助金として子ども・子育て支援システム等委託料と同額の798万円計上され、充当されるものです。

また、第2表繰越明許費補正についてもあわせて説明を受けました。

委員から、今年度中に会議を開く予定があるのかとの質疑があり、執行部からは、第1回目の会議を3月に開催予定としているとの回答がありました。

次に、第3表債務負担行為補正につきましては、先ほど議案第87号及び議案第88号にて報告いたしました女性センタールミナスと老人福祉センターの指定管理につきまして、平成26年度から平成28年度の3年間分の指定管理料がそれぞれ計上されております。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第112号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35と日程第36を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第35、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」及び日程第36、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第113号及び議案第114号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,874万4,000円の増額補正をするものです。

歳出の主なものといたしましては、4月、7月の人事異動等により職員給与費に生じた不足分の増額補正、平成24年度に見込み額による概算交付を受けておりました国、県からの負担金、補助金等の平成25年度の実績報告により生じました精算返還金によるものでございます。

歳入につきましては、前期高齢者交付金と一般会計繰入金が計上されております。

説明を終え、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第113号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」、その審査の内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、太宰府市紙おむつ給付サービス事業が当初の見込みより多くの利用があり、今後給付費の不足が見込まれることから、180万円の増額補正を行うものです。

その財源として、介護保険料、国庫支出金、県補助金、一般会計繰入金と合計180万円、歳出と同額が歳入に計上されております。

委員から、事業の内容、また利用者数についての質疑があり、執行部より、事業の内容については在宅で紙おむつが必要な方に所得段階に応じて第1段階から第3段階の非課税世帯については月額6,000円、第4段階の方については月額3,000円、第5段階以上は非該当という説明でした。利用者数については9月末現在で登録者が325名で、入院等で休止されている方もいるので、実際には月平均で250名程度の利用がなされているとの回答を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第114号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第113号及び議案第114号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第113号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第114号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第113号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時35分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第114号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第114号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37と日程第38を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第37、議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第38、議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

[9番 後藤邦晴議員 登壇]

○9番(後藤邦晴議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計についてです。

今回の補正は、来年度に予定している水道メーター取りかえの時期を考慮し、前倒しでメーター器を購入するため、棚卸資産購入限度額を改めるものとの説明がありました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第115号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

収益的支出におきましては、使用料改定及び事務所移転に伴う通知文を送付するため、窓あき封筒の購入費用として印刷製本費20万8,000円及びその郵便料として通信運搬費225万円の増額補正により合計245万8,000円が増額となっております。

債務負担行為につきましては、平成26年7月請求分からの新料金体系に対応するため、来年の1月から下水道使用料システムの改修作業に着手するためのものとの説明がありました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第116号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第115号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第116号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第115号「平成25年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第115号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時40分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第116号「平成25年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第116号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39と日程第40を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第39、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び日程第40、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」、本案は平成26年4月1日に実施予定の機構改革に伴い、今回は部の構成や枠組みが大きく変更となるため、全部を改正する条例として提案されたものであります。

主な改正内容としましては、部の構成を新たに、総務部、地域健康部、市民福祉部、建設経済部とし、市民と一体となって元気で生き生きとした地域づくりを行い、地域活動とスポーツ、健康、文化、環境を有機的に機能させ、市民の総合的な健康増進を図るための部として地域健康部を、また市民サービスをより充実、向上させることを目的として市民福祉部を新たに編成し、それに伴い各部の事務分掌の一部を移管するものなどであるとの説明を受けました。

委員からは、機構改革に伴う費用は総額どれくらいかかるか。地域健康部と市民福祉部の名称及び所管事務のくくり方に疑問がある。機構改革により、高齢者、子育て、福祉の分野で密接な関係にある事務事業が地域健康部と市民福祉部に分かれてしまうことになる、これから連携が非常に難しくなると思われるが、組織と運用面でどのように連携していくのか、定期的な連絡会議などのようなものは考えているかなどについて質疑があり、執行部からは、機構改革に伴う費用で一番大きなものは電算システムの改修費、それに伴う配線工事費、案内板の設置等が考えられ、条例可決後に早急に費用算定を行う予定である。市民福祉部は法定受託事務や保険制度を担うところをまとめた部、また地域健康部は市民の健康づくり、国保医療の削減を目的として地域と一体となって取り組み、施策の推進を担うところをまとめた部としてそれぞれ位置づけ、明確に分けることによって市民にわかりやすい組織にしていきたいと考えているのでご理解をお願いしたい。全ての業務において庁内の連携は必要である、現状の組織の中でも連携は行っており、今までと同様に密な連携を図っていくなど、回答を受けました。

また、市民からどこに行けばいいのかわからないというような苦情を受けないよう機構改革の上に立った体制整備をぜひ願います。本条例が議会に通れば部の名称は決定してしまうと思うが、地域健康部や市民福祉部という名称が何をする部署かどうかがわかりにくく、混乱のもとになるような気がするので、部の名称をもう少し執行部内で検討してほしいとの要望事項がありました。

その他、関連する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第117号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」、本案は今回の事務分掌条例の改正に伴い、地域健康部の所管となる、学校における体育に関するものを除くスポーツに関すること、文化財保護に関するものを除く文化に関するものを教育委員会の職務権限から地方公共団体の長に移し、長が管理執行を行うことにするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき条例を制定するものであります。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第118号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第117号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第118号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） この議案第117号の議案につきまして、この事務分掌条例につきましては賛成いたしますが、若干先ほど委員長のほうからも報告がありましたけれども、私ども議員が聞きまして非常にわかりにくい課名、係名というんですかね。そういった部分が若干わかりにくい部分がいっぱいあります。そういう分ではですね、4月1日に向けての組織機構変更でありますので、十分検討していただきましてですね、私どもがわかるというよりも、まず市民の皆さんにわかりやすい名称を考えていただくようですね、十分検討していただきまして、よろしくお願ひしたいなと思っておりますので、そういう分で私の討論といたしますの

で、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第117号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。
よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第118号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。
よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第41、意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教委員会に審査付託された意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

委員からの質疑、意見はなく、討論では、消費税率10%引き上げが前提である内容の意見書であるため反対を表明するとする同内容の反対討論が3件ありました。

また、これらの反対討論に対し、意見書の賛成者である委員からは、これは反対討論で言わ

れたような10%に消費税率を引き上げるための意見書ではない、8%に上がるときには間に合わないが、10%への引き上げ時に軽減税率制度導入を求めるものである、消費税の逆進性を縮めることについても反対されていると捉えるしかなく、残念なご意見であるとの意見が述べられました。

討論を終え、採決の結果、意見書第9号は委員の少数賛成により否決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 意見書第9号について反対の立場で討論を申し上げます。

そもそも消費税率というものは、いわゆる憲法第25条に基づく健康で文化的な最低限度の生活者には税を課さないという最低生活非課税の理念に反するものであります。したがって、俗に言われております逆進性が非常に高いというふうに言われているものが消費税であります。安倍総理をして10%の消費税の導入の時期については2015年10月ごろに判断をするというふうに言われております。今回の消費税の減税制度導入の意見書は10%への導入を既定路線とするというようなものであるというふうに理解し、この意見書については提出するべきではないということを討論申し上げまして、反対意見といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会における意見書第9号並びに意見書第11号の審査につきましては委員長としての立場から意見を差し控え、また採決には加わっておりませんので、本会議で討論いたします。

まず、意見書第9号「消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書」についてですが、委員会での主な反対理由は10%への移行を前提としているからというものでした。消費税増税については2014年4月からの8%、2013年10月1日の閣議でこれは決定し、2015年10月予定の10%への引き上げは経済状況などを勘案して判断する予定とのことでした。この意見書を見る限り、文言等を検討しましたが、8%や10%にこだわっている内容とは思いません。正確な時期はともかく増税は決定しており、生活必需品に軽減税率制度の導入を図ることは必要と考えますので、意見書第9号につきましては原案に賛成であります。

○議長（橋本 健議員） 次に、2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 意見書第9号につきまして反対の立場で討論に参加いたします。

私たち日本共産党は来年4月から導入される消費税の3%引き上げについて8兆円を超える史上最大の大増税であることから撤回を求めています。消費税は所得の低い人に重くのしかかる最悪の不公平税制だと考えており、低所得者対策というのであれば消費税増税を中止すべきです。軽減税率の導入に関しましては反対はいたしません、消費税導入時の低所得者対策としての今年の3党合意の中に盛り込まれたものです。税は一定の所得や担税力に応じて負担すること、生活費には課税しないことが原則だと考えます。

よって、同会派の藤井雅之議員とともに反対の立場を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 私は本意見書に賛成の立場で討論をします。

委員会でも申し上げましたとおり、今の社会情勢、社会保障制度を維持し、強化していくために消費税がアップになるわけでありますから、そのことによって多くの国民がまたいい影響があるというふうを考えております。そこで、消費税を上げればいいというものではありませんが、しかしながらやはり逆進性が強いというのは同じ考えであります。しかし、この社会保障制度を維持していくために必要不可欠ということもありますので、我々はこの8%導入時には間に合わなかったけれども、10%になるときは最低この軽減税率をですね、導入すべきであるという考えのもとにこの意見書を提出いたしております。ぜひ議員の皆様にはそのことをご理解をいただいて、この本意見書案に賛成いただくよう要望して、賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この意見書につきましては反対の立場で申し上げます。

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられましたけれども、しかし軽減税率制度はあくまでも予定でございます。この意見書にも書いておられますとおり、法律ではさらに平成27年10月には10%引き上げられる予定となっておりますので、増税を前提に年内に結論を得るということにつきまして軽減税率に向けた適用の検討、また議論を年内には難しいと考えますので、また課題も山積みでありますので、この制度の見通し、また検討も含めて慎重に判断したいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号に対する委員長の報告は否決です。

よって、原案について採決いたします。

意見書第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成10名、反対7名 午前11時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第42、意見書第10号「企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第10号「企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員からは、企業が優遇された分については社会に、社員に還元すべきであり、ぜひ賛同をお願いするとの補足説明を受けました。

委員から、質疑、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第43 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書**

○議長（橋本 健議員） 日程第43、意見書第11号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第11号「特定秘密保護法の制定に反対する意見書」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

協議の中で、委員より、本市議会の本会議最終日12月17日までには国会で何らかの対応が決まると思われるので、審議はそれからでも遅くないのではないかとして継続審査を求める動議が提出されたため、本意見書を継続審査とする動議を議題として採決を行いました。賛成少数により継続審査とする動議は否決されました。

協議に戻り、次の討論では、十分なる反対討論は最終日に行うとする反対討論が1件なされました。

討論を終え、採決の結果、意見書第11号については委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 意見書第11号に反対の立場から討論します。

ちょっと原稿が間に合いませんでしたので、少し考えながら話をさせていただきたいんですが、まず先ほどの報告の中でも期日の問題がありました。その点を含み2点あるんですが、そもそも個人、企業、自治体はもとより、そういう秘密というものはあるというのは、これはもう議論の余地がないところだと思います。ましてや国、国同士でそういった情報を慎重に取り

扱うというのは信義則の大前提になることだと思います。しかしながら、今討論に関しましてこの法律法案そのものに対して議論するつもりはありません。まず、この意見書ですね。意見書が提出されたのは12月3日で、先ほどのその委員の意見を紹介した中にもありましたが、もう成立してしまつたと、しかしこの文言はその制定しないように強く求めるとかということ自体がですね、もう既にこの意見書自体意味がないと。通常であれば、通例こういう場合は引き下げというか、取り下げですね、をするのが普通ではないかと思いますが、あえて法案はもう成立したのにいまだに出されることが非常にまず理解に苦しむ。

また、もう一点ですね。これは大きいところですが、ここの文言の前段、中段はそれぞれの人間一人一人見解があるのでこの辺は触れませんが、しきりにいわゆる市民の理解を得ていないという文言がありますが、市民、国民のことを言っているんだろうと思うけれども、これは国会で衆参両院で可決されているわけです。おおむねで言えば国会議員の3分の2の賛同を得ている。きちんとした議論、どこまできちんとか、それは議論があるかもしれないが、手続はきちんとされて可決されて成立したのに対して市議会の名前でそれに対して反対するような意見を出すということは議会みずからが議会制民主主義を否定することになるのではないか。そもそもこの意見書を出すこと自体、非常に疑問を感じております。

以上のような理由でこの意見書第11号、原案には反対です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 私も反対の立場から討論をいたします。

先日、特定秘密保護法が成立、公布をされました。この法律の目的は、国民の命を守ることです。とりわけ海外に住んでいらっしゃる日本人を保護するためには大変重要な法律です。今年1月にアルジェリアで起きたテロでは日本人の方がとうとい命を落とされました。このような国際的犯罪行為から日本人を守るためには外国当局と情報を共有し、力を合わせて対処していかなければなりません。しかしながら、アメリカを初めイギリス、フランス、ドイツなど友好国から見れば日本は安全保障外交の根幹である情報に法律がないため、情報提供、共有への信頼関係が薄いことが喫緊の課題でございました。近年のIT技術の進歩によりサイバー犯罪や攻撃も増えています。このようなIT環境の中で安全を構築するには、諸外国と情報共有を図り、協力して不測の事態に対処していくためにも大事な法律です。

一方で、大事な観点として国民の知る権利があります。当初の政府案を修正を重ね、取材の自由の明記や指定できる内容を4分野23項目に法律別表にて限定、また第三者機関の創設で何重にもチェック、監視等々、指定期間を30年たった指定情報は国立公文書館に移管をすると国民に原則開示等、知る権利とのバランスにおいての修正をこれまで図ってまいりました。今国会で成立した日本版NSCを十分に機能させるためにも不可欠な法律であることから、反対の表明をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

1 番陶山良尚議員。

○1 番（陶山良尚議員） 私はこの意見書に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど門田議員も述べられましたように既に国会のほうで制定された法案につきまして意見書を出されるということはおかしなことであると思っておりますし、またその内容につきまして一言申し上げさせていただきます。

現在、我が国の安全保障環境は非常に厳しく、中国の軍備拡大や北朝鮮の核ミサイル開発など、近隣諸国の動きに対しても相当な警戒を払わなければなりません。国の安全性が担保されてこそ、私たち国民の生活が何不自由なく営むことができるのであり、いかに国民を他国からの侵略、テロ行為などから国民を安全に守っていくかということが国の重要な役割であり、最大の課題でもあります。各国とも情報戦が激化している国際社会において、機密事項など情報の取り扱いがより一層重要となっており、先進国では既に確立されている日本版NSCとともに、この法律の制定により、ようやく我が国も同盟国や友好国と防衛、軍事面において対等な関係で情報収集、情報交換など行うことができるようになることで、より一層国家、国民の安全がより確かなものとなることが想定されております。いずれにせよ日本版NSCが機能を発揮するには、特定秘密保護法の制定が必要不可欠であり、将来に向けて我が国の安全保障、すなわち国家、国民の安全を守っていく上では一刻も早くこの法律を制定することは重要であったと認識いたしております。

以上のことから、この意見書に対しては反対の立場で採決させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） 意見書に賛成する立場で討論させていただきます。

12月4日、筑紫地区6市町村議員有志18名で、1つ、特定秘密保護法案に反対する、1つ、参議院本会議での強行採決に反対するという共同声明を発表しました。残念ながら法案は翌日可決され、公布されました。この特定秘密保護法案は国民にとって知る権利を制限するものであり、戦後の民主主義を変えようとする、私は危険なものだと考えます。石破自民党幹事長の国会を取り囲む人たちの声は騒音でテロリズムだという考えの中にその本質を私は見ます。安倍総理は日本を一体どのような方向に持っていこうとしているのでしょうか。自民党の国会多数による強行はそれこそ民主主義に対するテロリズムではないでしょうか。世界の流れは情報公開です。明治維新以来150年近くになりますが、東学党の乱の鎮圧を目的に日本は朝鮮半島に軍隊を派兵し、日清戦争、日露戦争、そして太平洋戦争と、歴史的流れは進みました。勝海舟はただ一人、日本は朝鮮、中国と一体となって欧米に対抗しなければならないということ勝海舟は言いました。残念ながら、歴史的にはその流れをとめることはできませんでした。戦前のいろんな歴史を見ると、心の中ではそう思っておりながら、何となく言えなかったような雰囲気をつくっていくという雰囲気が今後出てくるのではないかと非常に考えております。可

決、公布されておりますが、この法案の廃案の戦い、あるいはこの法案を変える政府の実現を求め長い戦いを続けていく必要があるのではないかと考えております。意見書に賛成する立場で討論をしました。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 意見書に賛成の立場で参加いたします。

この特定秘密保護法には特定秘密の漏えいに対しての内容が盛り込まれておりますが、漏えい等に関して過失や未遂はもとより、共謀、教唆、扇動行為も処罰の対象とするなど、公務員はもとより行政に関連して仕事を行う研究者や民間業者、これらの情報にアクセスしようとするマスコミや一般市民まで処罰の対象とするものであり、憲法で保障されている国民の知る権利や取材、報道の自由を侵害するばかりでなく、表現の自由や一般市民のさまざまな運動にまで大きな影響が及ぶことが危惧されております。撤回を求める立場から、この意見書については賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 私は反対の立場で討論いたします。

あくまでもこの特定秘密法はテロやスパイ行為に対するものであって、一般生活に対する秘密をつくるようなものでは決してない、そう理解をいたしております。報道の自由、当然守られておる。そういったところに全く左右されるような特定秘密保護法案ではないというふうに理解をいたしております。今、マスコミ等で行われているような知る権利、報道の自由がなくなる、そういうことは一切この特定秘密保護法では心配ないと我々はそう理解をいたしておりますので、この意見書に対しましては反対の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 反対の立場で討論をさせていただきます。

メディアやマスコミ業界において反対意見、慎重意見が多数あると言われておりますけれども、また公務員の方たちがこの法案におびえてしまいまして、マスコミ各社が取材できなくなるのではといった不安もあっているようですが、国を動かす私たちが国の問題を知らないのは問題でございますけれども、軍事情報とか外交関係の情報は大変重要であります。その情報が漏れてしまえば日本がよくない状況になってくると思います。今回の法案は日本で今起きている数々の問題等が外国人のスパイによって漏れることは事実であります。スパイが存在していることも事実であります。現在、日本でスパイを取り締まる法律がございませんので、そのためにもこの法律は必要だと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

意見書第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、意見書第11号は否決されました。

〈否決 賛成6名、反対11名 午後0時14分〉

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

時間が大分超過しておりますが、あと案件が2件ございますが、引き続き続けていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） じゃあ、続行します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第44 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第44、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第45 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第45、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの
につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成25年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成25年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後0時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成26年2月18日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 原 田 久美子

会議録署名議員 後 藤 邦 晴